

限度額を超えた医療費が支給される ■市民保険課 ☎57-8506

高額療養費制度 ご存じですか？



●医療費の自己負担が高額になったとき

自己負担する医療費は限度額が決められています。医療機関で支払った自己負担額が限度額を超えた場合、高額療養費として後から払い戻しを受けることができます。高額療養費の支給対象に該当する世帯には、診療月の2カ月後に、市民保険課国保係から申請のご案内を送付します。その後、市民保険課もしくは最寄りの支所で申請を行ってください。

●自己負担限度額(月額)について

69歳以下

所得区分(※1)		月額(※2)
ア	901万円超	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

(※1) 世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額。未申告者のいる世帯は区分アとみなされる場合があります

(※2) 過去12カ月以内に、同一世帯で3回以上自己負担限度額に達する月があった場合は、4回目以降の限度額が変わります

70歳以上74歳以下

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)(※2)
課税所得690万円以上(現役並みⅢ)		252,600円+(総医療費－842,000円)×1%	
課税所得380万円以上690万円未満(現役並みⅡ)		167,400円+(総医療費－558,000円)×1%	
課税所得145万円以上380万円未満(現役並みⅠ)		80,100円+(総医療費－267,000円)×1%	
一般		18,000円	57,600円
住民税非課税世帯(※1)	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

(※1) 住民税非課税世帯の区分Ⅱは、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方です。区分Ⅰは世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方です

(※2) 過去12カ月以内に、同一世帯で3回以上自己負担限度額に達する月があった場合は、4回目以降の限度額が変わります。外来にかかる個人単位による支給は、回数に含みません

●限度額適用認定証について

事前に限度額適用認定証の交付申請をしていただき、保険証と一緒に提示することにより、一医療機関等での支払いを自己負担限度額までにすることができます。



マイナ保険証について

マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いを抑えることができます。マイナ保険証とは、被保険者証利用登録をしているマイナンバーカードのことです。

児童手当の制度が変わります



中学校修了までの児童を養育している家庭に4カ月に1度支給をしている児童手当の制度が令和6年10月分(12月支給分)から変更となります。 ■市民保険課 ☎57-8506

▶制度改正の内容

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分から)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している香南市内在住の方	高校生年代まで(18歳に到達した年度末まで)の国内に住所を有する児童を養育している香南市内在住の方
所得制限	所得制限限度額あり・所得上限限度額あり	なし
手当月額	●3歳未満 一律:15,000円 ●3歳から小学校卒業まで 第1・2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ●中学生 一律:10,000円 ※ただし、所得が所得制限限度額以上の場合、上記に限らず一律5,000円の支給となります。さらに、所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当の支給はありません	●3歳未満 第1・2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ●3歳から高校卒業まで 第1・2子:10,000円 第3子以降:30,000円 
支払回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)
多子加算の カウント対象	18歳に到達した年度末まで	22歳に到達した年度末まで

▶申請について

申請が必要な方

- 中学生以下の対象児童はいないが、高校生年代の児童を監護している方
- 所得が上限限度額を超えており、児童手当の支給を受けていない方

※父母のうち所得の高いほうが公務員の場合は勤務先で申請が必要です

申請が不要な方

- 一定の所得以上で特例給付の児童手当を受給している方
- すでに香南市で児童手当を受給しており、支給要件児童として高校生年代の児童を登録している方

※要件児童として登録されていない児童については別途申請が必要です

▶多子加算について

多子加算のカウント対象が、22歳に達した年度末まで拡大します。

そのため、18歳年度末以降から22歳年度末までの児童があり、多子加算の対象となる方は、経済的な負担をしていることの申立書の提出が必要です。

別居であっても、児童の親等(児童手当受給者)に「経済的負担」がある場合カウント対象となります。(経済的負担とは、当該児童の学費や家賃・食費相当の少なくとも一部を親が負っている状況。仕送りも含む。)

▶受給資格者について

☐ 児童を監護し、かつ、生計を同一にする父または母 ※父も母も児童を監護している場合は、所得の高い方

☐ 父母指定者 ※父母等が国外に居住している場合、児童を監護している方が父母指定者として認定請求できる場合があります

☐ 未成年後見人

☐ 児童養護施設等の設置者等または里親 ※児童が施設に入所している場合や里親に委託されている場合、児童の父母は請求できません

▶申請期間

令和6年9月2日から受付します。

※申請が必要となる方には8月から順次通知を発送します